

設備等保守業務仕様書

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター設備等保守業務委託契約にかかる「沖縄県立南部医療センター・こども医療センター設備等保守業務仕様書」は以下のとおりとする。

ただし、特に記載をしていない法定資格を要する保守業務は除く。

(目的)

1. 目的

甲の保有する設備の機能及び施設の衛生的環境を常に最良の状態に保守するとともに、安全かつ効率的に運用し、もって甲の事業活動の円滑なる運営を図ることを目的とする。

(業務場所)

2. 業務場所

沖縄県南風原町字新川 118-1

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

(業務体制)

3. 業務体制

(1) 業務時間 日曜日から土曜日 (24時間)
祝祭日及び県の休日を含む毎日

(2) 人員配置 2交代制勤務

平日

昼勤 (8:15～17:15) 4名以上

夜勤 (16:00～翌8:30) 2名以上

土曜日・日曜日・祝日

昼勤 (8:15～17:15) 2名以上

夜勤 (16:00～翌8:30) 2名以上

夜勤については、当院職員が勤務する場合、当院および受託者双方協議の上で上記人員数から勤務する当院職員の数を減じ、その減じた人員を昼勤に充てることが出来るものとする。

設備等の不具合対応、電気精密点検時の対応及び消防訓練対応その他の理由により、上記の時間を変更して受託者の従業員を勤務させる場合は、当院及び受託者双方協議の上で行う。特に台風等の災害時は、上記業務体制にかかわらず、当院および受託者双方協議の上で万全の体制を図り、人員を配置するものとする。上記の対応に伴う、追加費用の支払いについて当院は原則として行わないものとする。

但し、災害の規模・頻度などがこれまでにない程の重大な予期せぬ程度である場合には、当院および受託者双方による協議のうえに対応するものとする。

(3) 総従事者員

11名以上 (電気主任技術者1名、設備営繕技術員10名以上)

(4) 業務従事者に必要な資格

- ①電気事業法第44条に規定する電気主任技術者免許を有し、病院における設備保守管理経験を3年以上有する者1名。
- ②労働安全衛生法第72条に規定するボイラー技士（以下「ボイラー技士」）1級免許を有する者で、ボイラーの運転経験が3年以上有する者4名以上。
- ③上記②に該当する者を除き、2級ボイラー技士免許を有する者で、ボイラーの運転経験が1年以上ある者6名以上。
- ④都道府県知事から交付された危険物取扱者乙種4類免状を有する者が5名以上
- ⑤高圧ガス保安法第29条に規定する第3種冷凍機械製造保安責任者免状を有する者が3名以上
- ⑥都道府県知事から交付された第2種電気工事士免状を有する者5名以上
- ⑦高圧ガス保安法第29条に規定する第2種冷凍機械責任者免状を有し、一日の冷凍能力が20トン以上の製造施設を使用してする高圧ガスの製造に関する経験1年以上有する者1名以上

※設備営繕技術員10名以上のうち、病院設備の保守経験2年以上の者7名以上配置すること。

乙は、従事者に対して自衛消防業務講習を計画的に受講させるものとする。

（機械・電気設備等運転保守業務の内容）

4. 乙は設備等保守委託業務の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を別紙1により確認し遂行すること。

- (1) ボイラー設備等運転保守業務
- (2) 空気調和設備等運転保守業務
- (3) 給排水衛生設備等運転保守業務
- (4) 受電設備等運転保守業務
- (5) 電気設備等運転保守業務
- (6) 危険物施設等運転操作業務
- (7) 機械設備等運転保守業務
- (8) 防災設備等監視業務
- (9) 建築物の維持管理及び修理・営繕に関する業務
- (10) 緊急時における応急措置等
- (11) 機器台帳の作成及び補修記録
- (12) その他甲（病院職員）と調整する業務

（職員の承認）

5. 受託者は、派遣する職員について、当院の承認を得なければならない。

- (1) 受託者は当該仕様書を遵守し、派遣する職員は誠実、かつ健康な者で事前に当院の承認を得ること。
- (2) 受託者は、人事管理上やむを得ない理由により異動交替を行う場合は、事前に当院へ報告し、業務に支障がないよう図ること。
- (3) 受託者は、業務従事者の身元、風紀、衛生及び業務管理の維持に関し、一切の責任

を負い、当院が適当でないと認めた職員は業務に従事させてはならない。

(経費負担の区分)

6. 経費の負担は以下のとおりとする。

- (1) 当院は受託者に当該業務を遂行するのに必要な用水、電力、光熱、業務従事者控室、ロッカー、椅子、資機材置場及び電話等は無償で貸与する。
- (2) 当院は受託者が業務委託の実施に要する必要な備品、計測機器、工具及び消耗品について負担する。ただし、これは現物を貸与又は支給する。
その他、この原則によりがたい場合は、当院および受託者双方協議のうえ定めるものとする。

(職員等に関する責任)

7. 受託者は、この業務委託職員に従事する職員等に関する設備関係法令上の一切の責任を負うものとする。

- (1) 受託者は従事者の健康管理に留意し、定期的に健康診断を受けさせなければならない。
- (2) 感染症の標準予防策（スタンダードプリコーション※参考）を実践させること。
- (3) 受託者は業務従事者に対し、病院における感染リスクについて認識を持たせ、受託者の責任において計画的にB型肝炎ワクチン及びインフルエンザワクチンを接種させなければならない。

(勤務心得)

8. 勤務心得

- (1) 勤務の遂行にあたっては甲の職員の調整に従って行うこと。
- (2) 常に規律を守り業務の遂行に万全を期すること。
- (3) 勤務中は制服、名札を着用すること。
- (4) 応対は、容儀を正しく親切丁寧に行うこと。
- (5) 名札の着用については、甲が別に示す名札を着けさせること。

(労働関係法令の遵守および調査への協力)

9. 受託者は労働基準法や最低賃金法等の労働関係法令を遵守し、必要時に当院が実施する調査へ協力することとする。

(その他)

10. 当該業務において本仕様書に疑義がある場合は、病院と協議の上対処するものとする。

- (1) 受託者は、契約期間中に知り得た当院または当院利用者の秘密事項や個人情報をいかなる理由であってもこれを第三者に漏洩もしくは開示してはならない。
- (2) 受託者は、予め業務従事者名簿に履歴書を添えて、当院設備・調達課担当者へ提出すること。

別紙1

(機械・電気設備等運転保守業務の内容詳細)

1. ボイラー設備等運転保守業務
 - (1) ボイラーの操作及び運転に関する記録
 - (2) 軟水器及び給水・出水の運転管理
 - (3) 熱交換器・ポンプ類等の運転管理
 - (4) 燃料使用にかかわる運転管理
 - (5) その他、ボイラー取扱主任者の指示する業務

2. 空気調和設備等運転保守業務
 - (1) 蒸気吸収式冷凍機、直燃吸収式冷凍機、空冷チラー、パッケージ、その他冷凍機・冷房設備の運操作及び運転に関する記録
 - (2) 空調機・ファンコイルの運転保守管理(Vベルト交換、フィルター清掃等含む)
 - (3) 各種ポンプの運転保守管理(ベアリング交換、オイル交換、グリスアップ等含む)
 - (4) 冷却塔関係の運転保守管理(タワー清掃等含む)
 - (5) その他、冷凍機械取扱者の指示する業務

3. 給排水衛生設備等運転保守業務
 - (1) 給水関係設備の運転保守管理(上水・中水・雨水タンク等維持管理)
 - (2) 各種ポンプの運転保守管理(ベアリング交換、オイル交換、グリスアップ等含む)
 - (3) 衛生器具設備の運転保守管理(洗面台・シャワー・小便器・大便器・汚物流し等)
 - (4) 廃水関係設備の運転保守管理(廃水処理装置の運転管理等含む)
 - (5) ピット、マンホール等の清掃
 - (6) 各種計器類の清掃

4. 受電設備等運転保守業務
 - (1) 受変電設備の取り付け状態や点検
 - (2) 変圧器の温度・油量・異音・外部状態の点検
 - (3) 母線・ケーブル等の点検
 - (4) 幹線・接地線・端子盤の点検
 - (5) 蓄電池設備の整流器・各セルの点検
 - (6) 高圧盤・低圧盤・発電設備・蓄電設備の日誌・その他必要事項の記録
 - (7) 警報表示装置による故障の監視及び処置
 - (8) 停電処理と負荷制御操作及び監視

5. 電気設備等運転保守業務
 - (1) 各電気設備・配線の点検・測定(絶縁抵抗・漏れ電流等)及び維持管理
 - (2) 照明設備及びスイッチ・コンセントの取替・電球・配線等の取替・取付工事
 - (3) 避雷針の管理及び接地部のゆるみ点検
 - (4) 機器台帳の作成及び補修記録
 - (5) 放送設備・共同受信設備・インターホン設備・ナースコール設備の点検及び軽微な補修

6. 危険物施設等運転操作業務

- (1) 燃料補給の立会
- (2) 燃料地下タンク及び付属設備の運転監視

7. 機械設備等運転保守業務

- (1) 医療ガスマニホールド設備の点検記録 ボンベ等交換
- (2) エレベータ設備等の運転監視
- (3) 自動ドア・非常ドアの点検及び軽微な修理
- (4) その他設備・機器・器具等の修理

8. 防災設備等監視業務

- (1) 消防防災設備の監視業務・火災時の対応
- (2) 電子錠の監視業務

9. 建築物の維持管理及び修理・営繕に関する業務

- (1) 建物の破損・故障に対する軽微な修理
- (2) 構内の美化
- (3) その他営繕

10. 緊急時における応急措置等

- (1) 設備・機器の故障における緊急対応
- (2) 地震・火災などの災害時における緊急対応
- (3) 夜間の機械設備等故障時や警備の緊急事態における警備員との連携対応

11. その他甲(病院職員)と調整する業務

- (1) 離島診療所等(医師住宅、看護師住宅を含む)施設に係る保全・修理
- (2) 病棟依頼に対する対応

※離島診療所等施設の保全・修理のための交通費・宿泊費は甲の負担とする。